瀬戸市議会

議長 水野 良一 様

報告書

~ 一般質問のあり方 ~

議会運営委員会 冨田 宗一

1 はじめに

一般質問ついては、地方自治法に規定はなく、瀬戸市議会会議規則(一般質問)、瀬戸市議会基本条例の第9条、瀬戸市議会先例・事例集(P52~58)で申し合わせしている。

新型コロナウイルス感染症対策として一般質問の時間制限については、議長から、答弁を含めて60分以内を意識するようお願いしている状況であった。空気の入れ替えを行うため、休憩時間を長めにとるためである。

市民にわかりやすくとの視点から、一般質問の日程等を知ることができない 状況もあり、コロナ対策としてだけではなく一般質問のあり方そのものの議論 を求める声もあった。

一般質問の議員の質問時間については、瀬戸市議会先例・事例集(P56)で2011年3月定例会から一問一答方式の導入となり、質問時間についても発言時間のみで60分となった。2010年10月18日及び2011年1月20日の議会運営委員会で実施における申し合わせ事項を確認している。

10年以上が経過して答弁を含んだ往復時間で考えると、2時間を超える場合もあり、一人の議員の質問時間内に休憩を入れる必要が出るため、質問が途中で中断してしまっていた。このため、1日の一般質問の登壇人数等の把握が困難であり、スケジュール等の課題もあった。

そのような背景があり、一般質問のあり方として、議会運営委員会の調査研究課題とした。

2 調査・研究の概要

*他市町の一般質問の時間制限等の現状調査

資料添付①:

一般質問について【県内22市議会(尾張部)の状況】 (第114回尾張東部市議会事務局長協議会資料より抜粋) 質問のみ60分はない結果となった。

*通告質問、再質問、意見、答弁時間の計測(データ収集)

資料添付②:

議会事務局の協力により合計5回の計測を行なった。

*一般質問の議員アンケートについて

資料添付③:

一回のみ自己評価アンケートとなった。

議員間での相互評価等は他の議員の一般質問の評価はできない等の意見があり、 議員相互間の一般質問についてのアンケートの実施はできなかった。

市民へのアンケートについての提案もあったが、議論の末、見送りとなった。

*往復か片道かの議論について

議員発言のみで考えるのか、理事者の答弁を含み往復時間で考えるのかの議論を行った結果、「理事者の答弁を調整することはできない。」「片道時間で議員の発言時間を担保する必要がある。」等の意見であった。

議員発言のみで考えることで、議会運営委員会にて全会一致で決定した。

*議員発言時間の決定

約2年間、議会運営委員会で議論を重ねてきたが、最終的には多数決をとることとなった。 賛成多数で議員の質問時間片道30分となり、令和4年12月定例会より本格運用がスタートした。

*瀬戸市議会先例・事例集の見直し

資料添付4):

6名の議員より、要望が出された。

議長の議事整理権で対応をし、運用し対応していくことで合意。

令和4年12月定例会において、議長の議事整理権を執行することはなかった。

*YouTube における一般質問の議員名等の表示について

資料添付⑤:

当日の登壇順、議員名、会派名が表示されることで、検索がしやすくしていくことで合意できた。

*議会運営委員会に属さない無会派議員への対応

その都度、議会運営委員会委員長、副委員長で意見聴取を行なったが、一部の議員には最終的合意が得られなかった。

3 まとめ

今回の改正により、一般質問の時間を短くした事で、「より論点を絞って議論が出来るようになり、時間が読みやすくなり、1日に登壇する議員の人数が明確となった。さらに議員ごとに休憩をとることができるようになったことで、市民も傍聴やインターネット生中継で聞きたい質問を逃しにくくなり YouTube 配信の際、議員名で検索がしやすくなった。」等の議会運営における有効性を確認できた。